

大分市高齢者向け住宅における 生活保護実施に関する取扱指針

令和3年5月7日

大分市福祉事務所 生活福祉課

1.指針の目的及び趣旨について

- 事業者の皆様へ「生活保護受給者へ提供される住居・食事・サービスの内容、対価、仕組み等と、生活保護法による保護の基準との整合性」を確認及び遵守していただく事項を定めること、並びに行政指導することを目的としています。

※行政指導とは行政手続法上、勧告、助言等の行為であって処分に該当しないものです。

2.入居する場合の取扱い

- (1) 受給者が入居できる住宅について
福祉事務所が入居を認める高齢者向け住宅は、原則として社会福祉各法に定められたものであり、「大分市有料老人ホーム設置運営指導指針」「大分市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」を事業者の方が遵守しているものです。

(2) 入居に際して、事業者の皆様へお願い

入居しようとする受給者に対して

- ・ 住宅の設備、家賃等を重要事項説明書に基づき説明してください。
- ・ 食事、その他サービスの提供内容について、独立した契約を締結する等、明確にし、十分な説明を行ってください。



福祉事務所に対して

- ・ 入居契約を締結する前にあらかじめ報告してください。
- ・ 入居及び、入居後に必要な費用について報告し、契約書の写し等を提出してください。費用変更の都度、報告してください。

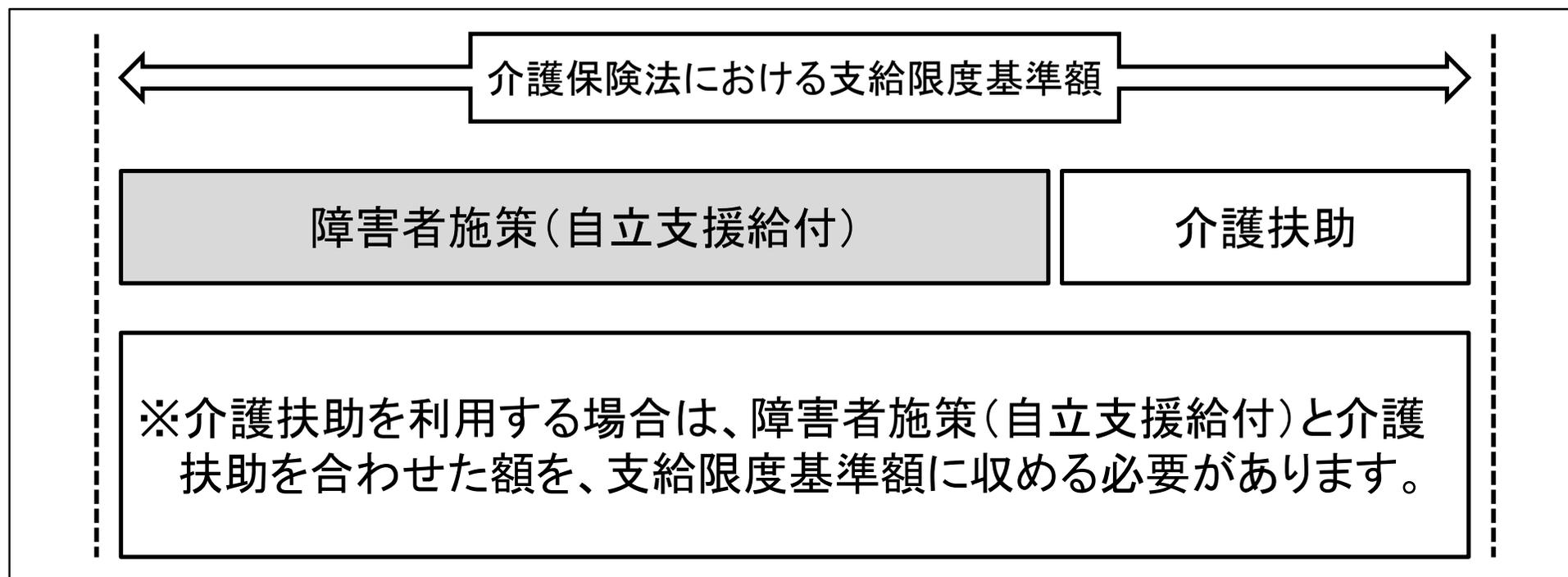


3.生活保護制度との整合性について

- (1) 外付けサービスについて説明し、受給者の意思で選定することを妨げないでください。
- (2) 医療機関等から経済上の利益の提供を受け、患者の紹介を行わないでください。
- (3) 医療・介護機関について、やむを得ず遠隔地の医療機関及び事業所を利用する場合、事前に報告してください。
- (4) 種々の施策の活用が可能な場合、給付手続きが円滑に行われるよう配慮してください。

(5) 社会保険未加入の40歳以上65歳未満の要介護状態の受給者について

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める各種サービスが適用される場合は介護扶助に優先するため、給付の手続きが円滑に行われるように配慮してください。



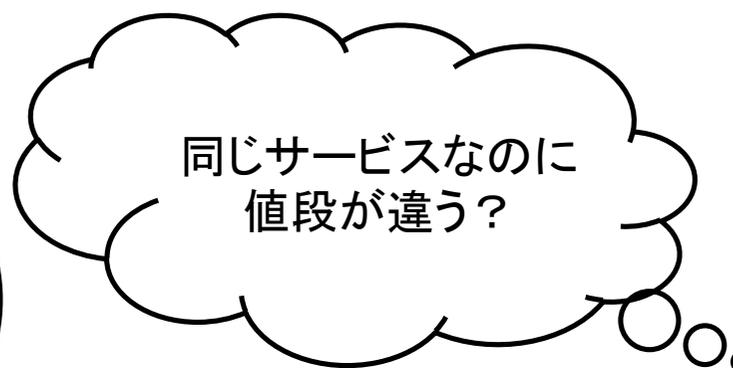
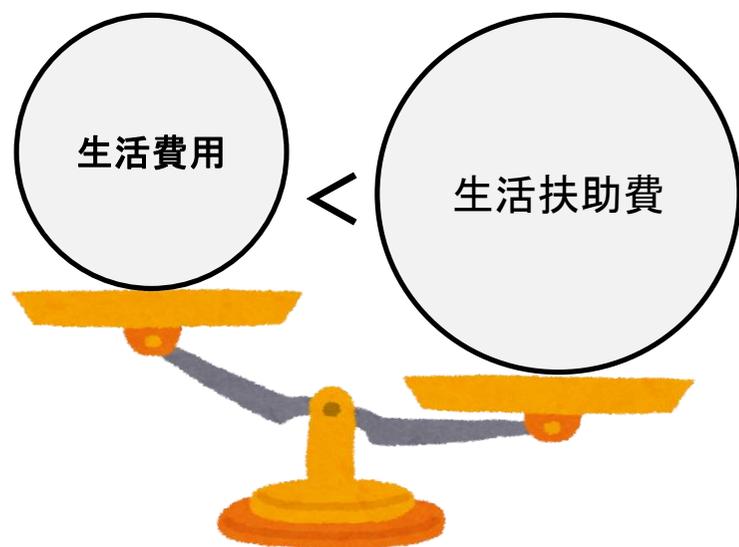
(6) 入院・施設入所する受給者の取り扱いについて

- 生活保護費から家賃が支給される間（入院・入所から6ヶ月以内に退院・退所が見込まれる場合、6ヶ月間。6ヶ月を超えることが明らかな場合でも、その時から確実に3ヶ月以内に退院・退所できる見込みがあると認められた場合には、更に3ヶ月。）は、入院又は入所を入居契約の解約事由としないでください。

※胃ろう増設や痰の頻回な吸引を要する等、身体的な理由等により、施設設備での介助が困難となる状態となった場合は除きます。

(7)生活費用として徴収する費用について（家賃を除く）

- 管理費、共益費、食費、雑費等として徴収する生活費用は、生活扶助費に収まる額としてください。
- 受給者と受給者以外の者について、合理的な理由なく徴収する費用に差を設けないでください。



○生活扶助費の例（住宅扶助費を除く） ※令和3年度現在

基準年齢等		生活扶助費
A	20～64歳	71,460円
B	65～74歳	69,530円
C	75歳以上	65,470円
D	入院患者日用品費	23,110円
E	介護施設入所者基本生活費	19,760円(介護施設入所者加算9,880円含む)

- 受給者によって別途加算が算定される場合があります。生活扶助費について確認したい場合は、担当CWまでお問い合わせください。

(8) 入院や施設入所中の受給者から徴収する生活費用はD・Eの範囲内としてください。

※入院・入所が1ヶ月を超える場合、D・Eが算定されます。

(9) 介護保険法における支給限度基準額を超える介護サービスの提供を行わないでください。

(10) 高齢者向け住宅における付帯サービス利用中の事故等についての責任が事業者にある場合、医療費は事業者にて負担してください。

4.調査のお願いについて

- (1)受給者の受診状況、介護サービスの利用状況等聞き取り等の調査を行うことがあります。
- (2)受給者が最低生活を営んでいることや、適切なサービス実施がなされているかを把握するため、定期的に訪問を行います。
- (3)訪問による環境の確認や質問等による設備の確認を行うことがあります。

5.事故の対応について

- 事故が発生した際、医療扶助の対象となるか等、確認する必要があります。

速やかに詳細について報告するようお願いいたします。

なお、報告対象は大分市長寿福祉課及び大分市住宅課が報告を求めるものと同様とします。

6.生活保護費の交付等について

- (1)生活保護費は受給者へ交付することが原則です。
金銭管理が困難な場合、日常生活自立支援事業等の利用を促すことがあります。
- (2)契約に基づき、事業者が金銭管理を行う場合は、
契約締結前に、受給者へ対し書面を交付した上で説明してください。
- (3)契約に基づき金銭管理をする場合、福祉事務所から求めがあった際は、契約書の写しを提出してください。
- (4)契約に基づき金銭管理をする場合、現金出納簿を作成し、福祉事務所から求めがあった際は、写しを提出してください。

7. 受給者に対する指導について

- 福祉事務所は、当該高齢者向け住宅が1～6までの項目内容に該当しない住宅と判断された場合、受給者に対して生活保護法に基づき、転居指導を行う場合があります。

8. その他

- 本指針施行前に受給者が入居している場合は、指針に適合していただくようご協力をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。